

[有機溶剤特別教育に準ずる教育カリキュラム]

<対象者>

有機溶剤はシンナーとも呼ばれ、職場では吹付け塗装作業や部品洗浄作業等、幅広く使用されています。

各産業・職場で多用されている有機溶剤は、その有害性を知らずに取扱い・呼吸等により体内に吸収されることで、急性中毒やガンによる死亡災害が発生しております。従いまして当該作業従事者が対象となります。

<根拠法令>

労働安全衛生法では54種が有機溶剤として規定されており、有機溶剤業務従事者には特別教育に準じた「労働衛生教育」の徹底が求められております。（基発第337号）

<カリキュラム>

講習内容	1. 有機溶剤による疾病及び健康管理	1. 0時間
	2. 作業環境管理	2. 0時間
	3. 保護具の使用方法	1. 0時間
	4. 関係法令	0. 5時間
	合計	4. 5時間